

四日市市告示第68号

四日市市公印規則(昭和34年四日市市規則第8号)第16条第1項の規定により公印の印影を縮小した印影を印刷して使用するので、同条第3項の規定に基づき次の通り告示する。

令和8年3月4日

四日市市市長 森 智 広

1 名 称 三重県四日市市長印

2 寸 法 方12ミリメートル

3 印 影



4 使用区分 令和8年度に使用する
四日市市保育料等 督促状

(こども未来部保育幼稚園課)